

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失するおそれのある方へ

～住居確保給付金のご案内～

住居確保給付金とは

離職・廃業の日から2年（疾病、負傷、育児等のやむを得ない理由がある場合は最長4年）以内である方、もしくは給与等を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらない理由により減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方であって、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

愛知県内3級地（町村区域等） 36,000円（単身世帯） 43,000円（2人世帯）
46,600円（3～5人世帯）

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：原則として大家等へ代理納付

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある。
- ② 申請日において、離職・廃業の日から2年（疾病、負傷、育児等のやむを得ない理由がある場合は最長4年）以内であること
もしくは
就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にあること。
- ③ 主たる生計維持者であること。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入合計額が収入基準額以下であること。（収入には、公的給付を含む。）

※ 下表は愛知県町村域にお住まいの方の例（目安）です。

世帯人数が4人以上の場合や具体的な収入基準額については、お住まいの市又は、お住まいの町村域を管轄する県福祉相談センターにお問い合わせください。

世帯人数	基準額	家賃額(上限)	収入基準額(基準額+家賃額)
1人	78,000円	36,000円	114,000円
2人	115,000円	43,000円	158,000円
3人	140,000円	46,600円	186,600円

⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一世帯に属する者の預貯金額の合計金額が次の表の金額以下であること。

※ 下表は愛知県町村域にお住まいの方の例(目安)となります。

世帯人数が4人以上の場合であっても、100万円が上限となります。

世帯人数	預貯金額
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円

⑥ 公共職業安定所（ハローワーク）又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口にて求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

※自営業者で事業再建を希望する場合は、商工会議所、商工会、よろず支援拠点等への経営相談および自立に向けた活動を行うことで求職活動に代えることができます。

⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一世帯に属する者が受けていないこと。

⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金の支給額

- (1) 世帯収入合計額（月額）が基準額以下の方は、家賃額の上限を支給します。
- (2) 世帯収入合計額（月額）が基準額を超え、かつ居住する住宅の実際の家賃額が家賃額の上限を下回る場合は、以下の数式により算定された額を支給します。
- (3) 世帯収入合計額（月額）が基準額を超え、かつ居住する住宅の実際の家賃額が家賃額の上限を超える場合は、以下の数式により算定された額を支給します。

$$\text{支給額}(\ast) = \text{実際の家賃額} - (\text{世帯収入合計額}(\text{月額}) - \text{基準額})$$

※なお、支給額は、家賃額（上限）を上限とします。

【計算例】

○町村域在住の単身世帯（家賃月額 60,000 円、世帯の収入月額 100,000 円）の方
実際の家賃額 60,000 円 - (世帯収入月額 100,000 円 - 基準額 78,000 円)
= 38,000 → 支給上限額 36,000 円（支給額は家賃額（上限）となります。）

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 本人確認書類（次のいずれか）

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本（抄本）等の写し

② 離職関係書類

下記のいずれかを証する書類

- 2年（疾病、負傷、育児等のやむを得ない理由がある場合は最長4年）以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し。

（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類。

自営業を廃止した場合は、廃業届等、廃業したことを確認できる書類。）

- 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にあることを確認できる書類の写し。

（雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書、請負契約等のアポイントメントがキャンセルになったことがわかる文書等）

③ 申請者及び申請者と同一世帯に属する者について、収入が確認できる書類の写し。

給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳

④ 申請者及び申請者と同一世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

住居確保給付金の申請から決定まで

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を自立相談支援機関等に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の用紙が配布されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

◆ ハローワーク又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口での求職申込みもしくは経営相談先への経営相談の申込み

- 公共職業安定所（ハローワーク）又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口にて求職申込みを行ってください。
- 自営業の方で、事業再建を目指す方は経営相談先（商工会議所、商工会、よろず支援拠点等）へ経営相談の申込みを行ってください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・ 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し自立相談支援機関等に提出してください。
- ・ （ハローワーク等で求職活動を行う方）ハローワーク窓口から付与された求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称を、住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A号裏面）へ記載し、自立相談支援機関等へ提出してください。
- ・ （経営相談を行う方）経営相談先の名称を、住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A号裏面）へ記載し、自立相談支援機関等へ提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- ・ 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- ・ 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・ 住居確保給付金は自治体から原則不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住居確保給付金受給中の義務

◆ 住居確保給付金の受給中は、以下の求職活動要件を満たす必要があります。

（ハローワーク等で求職活動を行う方）

- ① 支給期間中は、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の利用、自立相談支援機関の支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行ってください。
- ② 少なくとも毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、窓口確認印を受けます。

- ③ 毎月4回以上、自立相談支援機関の支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員等へ提示して公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口における職業相談状況を報告するとともに、その他の就職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。
- ④ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。月4回の支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、自立相談支援機関等に報告してください。

(経営相談を行う方)

- ① 支給期間中は、原則月に1回以上、経営相談先での経営相談を受けてください。
- ② 経営相談先からの助言等をもとに、自立に向けた活動計画を作成し、月に1回以上、計画に基づく取組を行ってください。
- ③ 毎月4回以上、自立相談支援機関の支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。

※支給期間を再延長した場合は、ハローワーク等で就職活動を行う方と同様の活動が必要です。

◆受給中に就職した場合の就職活動要件は、以下のとおりです。

- ① 受給中に常用就職した場合
「週1回以上の求人先への応募又は面談」及び「月2回以上の公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の職業相談」については緩和
- ② 受給中に常用就職ではない就職をした場合
就職活動要件の緩和なし
- ③ 常用就職後に延長及び再延長を行った場合
上記①により、就職活動要件を緩和している場合であっても、支給期間を延長(再延長)した場合は、当該期間中の就職活動要件の緩和なし

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職(雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの)した場合は、「常用就職届」を自立相談支援機関へ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、自立相談支援機関に毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を2回まで、延長することが可能です。

(要件)・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと

・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること

住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、自立相談支援機関等へご相談ください。

ただし、再延長の場合はすべての人が常用就職に向けた求職活動を行う必要があります。

支給額等を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ支給額が上限額（住宅扶助基準に基づく額）に達していない場合
 - ・ 借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関の指導により同一自治体内での転居が適当である場合
 - ・ 貸主等への賃料の支払い方法について、変更の手続きを行い、代理受納の方法によることとなった場合
- ◆ 自立相談支援機関等に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、自立相談支援機関等へお越しください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 住居確保給付金受給中の義務を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 自立相談支援機関が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が収入基準額（基準額到家賃額を加算した額）を超えた場合は、その収入が得られた月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、自立相談支援機関の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。

- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金を受けたものの、会社の都合で解雇又は離職、本人の都合によらない廃業、もしくは本人の都合によらず収入が減少しており、かついずれも前回の受給が終了した月の翌月から1年が経過している場合に限り、2度目の支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は、会社都合の解雇には当たりません。

※経過措置として、令和6年3月31日までに住居確保給付金の申請をしている場合で、会社の都合で解雇又は離職された方は1年を経過していなくても再支給を申請できます。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

お問い合わせ先
愛知県福祉局福祉部地域福祉課
TEL : 052-954-6627
FAX : 052-954-6945